

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により霧島市長から意見を聴取し、及び同条第2項の規定により住民等から意見書の提出があったので、これらの意見を令和元年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年6月14日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス隼人店

霧島市隼人町内1357番2 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成31年1月11日

3 意見の概要

(1) 霧島市

ア 騒音、振動その他公害防止関係法令を遵守し、周辺地域の自然環境を損ねることがないように十分留意し、周辺住民への周知も図ること。（当該営業地は、騒音規制法に基づく地域区分で店舗側は第2種、駐車場の国道側は第3種、振動規制法に基づく地域区分では店舗側は第1種、駐車場の国道側は第2種にそれぞれ該当しますのでご留意されたい。）また、周辺住民等から苦情相談が寄せられた場合は、責任を持って対処すること。なお、店舗及び乗り入れ車両の照明・騒音等、深夜営業が周辺地域に与えると予想される環境の変化については、事前に周辺住民に十分説明を行い、営業開始後も十分留意の上対応すること。

イ 工事中及び工事終了後に発生する廃棄物については、廃棄物処理法等の関係法令に基づいて適切に処理すること。事業系一般廃棄物の処理は、自ら処理施設に持ち込むか又は本市の許可業者に委託して適正に処理すること。廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めること。

ウ 市道内における工事をする際は、道路法第24条（自費工事）または第32条（占用）の申請を行うこと。

エ 朝夕の混雑が常態化している中で、国道223号線北側、県道日当山敷根線からの進入口がNo.3出入口の1ヶ所（右折）になることから更なる混雑が予想される。また、駐車場からの出庫は信号待ちの車両の間を抜け、左右に進行することから十分な安全対策を講じること。

オ 工事途中において遺跡・遺物等が出土した場合は、現状を変更することなく速やかに教育委員会に連絡すること。

カ その他

No. 1出入口における右折進入を防止するため、国道223号線センターラインにポールコーンを設置する必要があるか。

(2) 霧島市に居住する者

ア 店舗西側の線路沿いに遮音フェンスを設置し、ごみ収集車・荷さばき車両及び車載の手押し車の騒音を軽減していただきたい。

イ 遮音フェンス設置による効果を検証し、データを示していただきたい。